

経済学を現実の政策課題に対応させる展開

産業研究所教授 小西砂千夫

近代経済学の理論的な展開は、たとえばサムエルソンのファウンデーションのような数学を言語として、論理的に展開することで理論的な精緻さを築き上げてきた。その枠組みの明確さがあるからこそ、経済学の発展に、さまざまな文化的背景を持った世界中の研究者がともに貢献してきたところがあり、エコノミストは自然科学等同様に、多くの国の研究者にあっても共有の概念、思考パターン、問題意識を持つことができた。経済学の発展もそのような枠組みによるところが大きい。

しかしそのような精緻な枠組みは、また現実経済の動きに対して一定の距離感をもたらしている。端的にいえば、経済学の枠組みでは解きにくい問題が多数あるという現象である。これに対して、経済学はさまざまな分野に素材を求め、応用として展開することによって、多様な問題意識に 대응しているところがある。しかしなお、エコノミストのなかに、経済学固有の論理展開へのこだわりがあり、かつ経済学の問題意識にあわない現象を捨象する誘惑にエコノミストが完全に打ち勝てないとするれば、経済学の限界がそこに見えることとなる。

法と経済学という分野は、法学からの経済学への接近という方向性と、経済学から法律に対する問題意識を取り込むという2つの展開があるように思われるが、それぞれ近年、大いに注目され、経済学の枠組みゆえに出てくるクリアな結論が、現実の課題を解明することに大きく貢献している。『ESP』の2004年10月号のは、「消費者基本法、公益通報者保護法の制定」という特集を組んでおり、村松幹二「企業と消費者との情報格差と法的制裁についての経済学的考察」は、経済学的な論理展開こそ表に出ていないが、思考法としては経済学的な枠組みを持っている。

また、『ファイナンス』2004年9月号の石山嘉英「フィリップス曲線の謎」は、マクロ経済政策のあり方における一つのカギを握るフィリップス曲線（失業率と物価（または生産性、あるいは実質賃金率）の成長率との間の関係）をどのように分析すべきかについて、精緻な数学式を使わずに大胆に考察している。この論考は、現実の経済政策に、経済学の理論的展開を応用するとき、

どの程度の厳密性を持って迫るかについて、非常にセンスの高いアプローチを行っている例である。

アマーティア・センは、ノーベル経済学賞の受賞者であるが、南北問題といわれる大きな所得格差の解消、貧困の克服などについて強い主張を続けている。経済学と倫理学の両方からアプローチする独自の手法をもっている。峯陽一「アマルティア・センの経済思想とアフリカ世界の不平等への視点」『国際経済／別冊世界経済評論2004』は、「センの思想と、サハラ以南のアフリカの経験とを念頭に置きつつ、世界の不平等をめぐって過去数年間に発表された主要分権のサーベイ」を試みたものである。経済学的手法という意味ではさほど難しくはないものの、貧困問題へのアプローチは、「誰と誰の平等」を語るか、「何の不平等」を語るかというテクニカルな問題ですら容易に解決できないことがわかる。それによらなければ、経済成長は不平等を拡大するのか縮小するのか、アジアの成長は世界各国間での不平等か拡大したのかどうかも明らかにできないとされる。

国家と経済という問題意識は経済学には昔からある大きな課題であり、国家を論じた研究書は現在でも多い。国会は民間経済の枠組みであり、またプレーヤーであり監視者でもある。鈴木富久「グラムシ「市民社会」概念の構造—「国家」概念の解読に向けて—」（『桃山学院大学社会学論叢』38巻1号）は、グラムシが、「広義「国家」概念を「国家イコール政治社会プラス市民社会、強制の衣を着たヘゲモニー」と定義したことを受けて、市民社会の概念を検討している。現代日本では、国家に対する市民社会、官僚は国民の利益を基本的に損ねる集団であると議論されることが多く、官僚主導の政策決定を覆すことが重要とされるが、国家と市民社会の間にもどのような関係があるかを検討すれば、そこに多様な課題があることがわかる。

わが国の企業と自治体における B S C (バランス・スコア・カード)の導入

産業研究所教授 石原俊彦

バブル経済の崩壊で、わが国企業は大きな打撃を受けた。株価の低迷と不良債権の発生で、本業の業績が良好であるにもかかわらず、多大な特別損失の計上に至り、業務のリストラに取り組んだ企業も数多い。企業業績が不調であれば、税収も雇用の状況も悪化する。法人税や所得税の落ち込みは、わが国政府の財政を直撃し、現在、多くの地方自治体は膨大な借金にあえいでいる。政府と地方自治体を合わせた日本の公的部門の債務合計は800兆円に上るともいわれている。実に国民一人当たり700万円に接近する水準である。年収1000万円の4人家族の納める所得税や住民税、さらには消費税を斟酌して、この家計全体で納める税金は1年当たり300万円を超えることはないだろう。つまり、一人当たりの納税額は75万円弱に過ぎない。わが国には、この10倍にも匹敵する公的借金が存在するのである。

こうした事態を打開するためには、公的部門の簡素効率化と、企業業績の回復が不可欠な二大要素となる。バランス・スコアカード(BSC)は、昨今、企業や公的部門の戦略策定と業績評価の手法としてとみに注目されている。バランスとは、balancedで、「バランスのとれた」という意味を持つ。BSCは結局のところ、戦略策定や業績評価において、特定の内容にだけ特化した目標を設定し、その実現を目指しても、中長期的には必ずしも好ましいことではなく、組織の内外に調和の取れた目標の設定と業績の評価を促す手法である。

周知のとおり、BSCでは、顧客の視点、財務の視点、成長と学習の視点、業務プロセスの視点という4つの視点で、組織の目標設定と業績評価を求めている。これらの4つの視点には、組織のミッションや行動原理に照らして、異なるパターンの戦略マップを作成することが可能であり、このことがBSCを、官民の区別なく組織全般にBSCが広く適用されている背景にある。戦略マップの策定さえ間違わなければ、BSCはどのような組織のマネジメントにおいても、相当の成果を実現すると、期待されているのである。

乙政佐吉「わが国企業のバランス・スコアカード導入に対する促進要因の分析」『会計』2004年は、BSC導入実体を民間企業に限定し、調査

した研究成果である。アンケート調査による実態調査であり、アンケートへの回答そのものへの信頼性は、この種の研究では一定の制約条件になることを覚悟しなければならないが、それでも、わが国企業がBSCの導入に対してどのような環境においてこれに取り組んでいるのかが、対極的に概観できて興味深い内容になっている。同じように、永井一志・大藤 正「サービス業におけるバランス・スコアカードとビジネスゲーム」『玉川大学紀要』2004年も、人材育成の観点から、BSC導入の意義を民間のサービス業のレベルで整理した、興味深い論文である。これらの論文からイメージされることは、わが国の民間企業が、BSCの導入効用に大きな期待を抱きつつ、その具体的な展開にいくつもの工夫を繰り返しているという点である。

こうした奮闘努力は、必ずしも民間企業に限定したものではない。稲生信男「行政経営とガバナンス型Balanced Scorecard (BSC) に関する一考察」『会計検査研究』2004年9月もまた、公的部門におけるBSC導入の可能性や、導入における試行錯誤を分析した論文として転嫁されている。この論文の問題意識は、ガバナンスとBSCとの関係を整理することにある。公的部門において住民が主権者であることに異論はない。しかし、昨今多くの自治体等で導入されている新行政経営(New Public Management)では、住民を顧客と定義して、目的志向や成果志向の実現を求めている。住民が主権者なのか、顧客なのか、あるいは、それ以外の存在として位置づけるべきなのか。ガバナンスの議論は、こうした問題を解決する一つの切り口として有用であり、このガバナンスの構造をBSCの4つの視点で分析することは、興味深い関心をそそるテーマである。

本論分では三重県や姫路市、横須賀市などにおけるBSC導入の事例が紹介されており、この分野における数少ない邦語文献として大きな意味を有している。しかし、その一方で、地方自治体におけるBSCの導入自体は、まだまだ萌芽期にあり、本格導入されているとは決していえない状態にある、イギリスの地方自治体で、BSCの導入がかなり一般的に普及しているのと比較すると、

わが国におけるそれは、かなり熟度の低いものとなっており、これらを対象としたB S Cに関する実態調査には、制約をあらかじめイメージしておく必要がある。本論分はこうした点を度外視すれば、わが国の公的部門におけるB S C導入の状況を緻密に紹介した文献として、多くの読者に一読を進めたい良書である。B S Cに関する論文や書物が市井にあふれるようになっている反面、B S Cの導入に関する実務の実証は意外なほど進んでいない。ここに紹介した3本の論文は、何れもそうしたハザマを埋める貴重な文献なのである。

コーポレート・ガバナンスと内部統制

商学部助教授 林 隆敏

西武鉄道・コクドによる株主偽装と有価証券報告書への虚偽記載事件を重視した金融庁が、上場企業など約4,500社に対して有価証券報告書の点検を要請した結果、約525社が開示内容の修正を行い、145社は無回答という状況であった（日本経済新聞、2005年1月14日）。経済社会における上場企業の意義を考えれば、深刻な状況である。あらためてわが国企業のガバナンスのあり方が問われているといえよう。

情報開示（ディスクロージャー）と監査が、コーポレート・ガバナンスにおいて極めて重要な機能を有することは言うまでもないであろう。この両者の観点からわが国で近年特に注目されているのが内部統制（Internal Control）である。内部統制の概念は歴史的に変遷してきたが、現在では一般に、①事業経営の有効性と効率性を高めること、②企業の財務報告の信頼性を確保すること、そして③事業経営に係る法規の遵守を促すことという三つの目的を達成するために、企業内部に設けられ、企業構成員のすべてによって運用される仕組みをいう。内部統制は従来、主に監査の視点から議論されることが多かったが、現在は、コーポレート・ガバナンスの重要な要素として認識されるに至っている。

細田末吉「内部統制構築の課題と監査の役割—『内部統制構築基準』策定の必要性とその課題〔第1回～第5回〕」『月刊監査研究』第354号～第358号（2004年5月～9月）は、内部統制概念の歴史的変遷、企業経営における内部統制の重要性、監査制度における内部統制に関する諸課題などを連載形式でまとめた論文であり、内部統制に関する議論の全体像を把握するのに有益である。同論文では、内部統制の重要性を経営者が理解することの重要性が強調されており、わが国企業に有効な内部統制を構築するための「内部統制構築基準」が提案されている。

内部統制は本来、企業目的を達成するために経営者が自発的に企業内に構築する経営管理の仕組みであり、内部統制の構築と維持の責任は経営者にある。しかしアメリカでは、ロッキード事件を契機として制定された「海外不正支払防止法」により、企業経営者に対して良好な内部統制を整備

する法的責任が課された。わが国でも数年前に、従業員による不正取引や特殊株主への利益供与について、会社に対する損害賠償を経営者に求めた株主代表訴訟が提訴され、その判決や和解の過程で、経営者には有効な内部統制を構築する法律上の責任があるということが示されている。さらにアメリカでは、エンロン社の粉飾決算・破綻事件を契機に2002年に制定された「企業改革法」により、上場企業の経営者は原則として2004年度から、自社の財務報告に関する内部統制の有効性を評価し、証券取引委員会（SEC）に提出する年次報告書（わが国の有価証券報告書に相当）に内部統制報告書を記載することが義務づけられた。また、上場企業の監査人は、①内部統制報告書に述べられている内部統制の有効性に関する経営者の評価の適正性について監査意見を表明することと、②監査人自身が被監査会社の内部統制の有効性を監査し、監査意見を表明することが義務づけられた。

わが国では現在のところ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」によって有価証券報告書および有価証券届出書への記載が要求されている「コーポレート・ガバナンスに関する情報」の一例として、「内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況」が示されているだけである。土田義憲「コーポレート・ガバナンスの状況」『企業会計』第56巻第10号（2004年10月）は、2004年3月決算期における当該開示内容を分析した論文である。同論文で紹介されている事例は僅かではあるが、これを手がかりにEDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）等を利用して、いくつかの有価証券報告書を読んでみてはどうだろうか。

内部統制はまた、内部監査とも密接な関係性を有する。内部監査とは、組織体のマネジメントに貢献することを目的として、内部統制の評価を中心に組織体内部者によって実施される監査である。内部統制は一般に、①統制環境、②リスク評価の機能、③統制活動、④情報・伝達の機能、および⑤監視活動（モニタリング）という五つの要素から構成されると考えられているが、内部監査は⑤の監視活動（独立的評価）に相当するものである。檜田信男「激変する内部監査環境と内部監査の本

質』『税経通信』2004年10月号は、内部統制に関する上述のような法規制の強化による内部監査環境の変化の意味や、コーポレート・ガバナンスにおける内部監査の役割の重要性を論じている。また、友杉芳正「委員会等設置会社における内部監査の役割」『月刊監査研究』第359号（2004年10月）は、監査役設置会社と委員会等設置会社とでは内部監査の役割が異なるという視点から、内部監査の役割変化や内部監査と内部統制との関係が論じられている。いずれの論文も、細田論文とあわせて読むことによって、内部統制に関する理解を深めるのに役立つであろう。

アメリカの内部統制に関する法規制の概略は先述したが、「企業改革法」により実現した内部統制の有効性の評価、開示および監査は、1970年代から議論されていたものである。経営者不正の防止・発見には有効な内部統制が必要不可欠であると認識されていながら、経営者不正事件が繰り返され、エンロン事件の発生を待たなければならなかった理由は、内部統制の構築と維持には（収益に直結しない）コストがかかることと、経営者が自らを縛るチェック・システムの導入に消極的であるためである。今回の事件を受けて、金融審議会や企業会計審議会は、アメリカと同様の制度導入を検討し始めた。どのような制度が導入されるのか、また制度化されたとして企業経営者がどのように対応するかが注目される。